

Ⅱ. 令和3年度自家用電気工作物の 立入検査結果概要

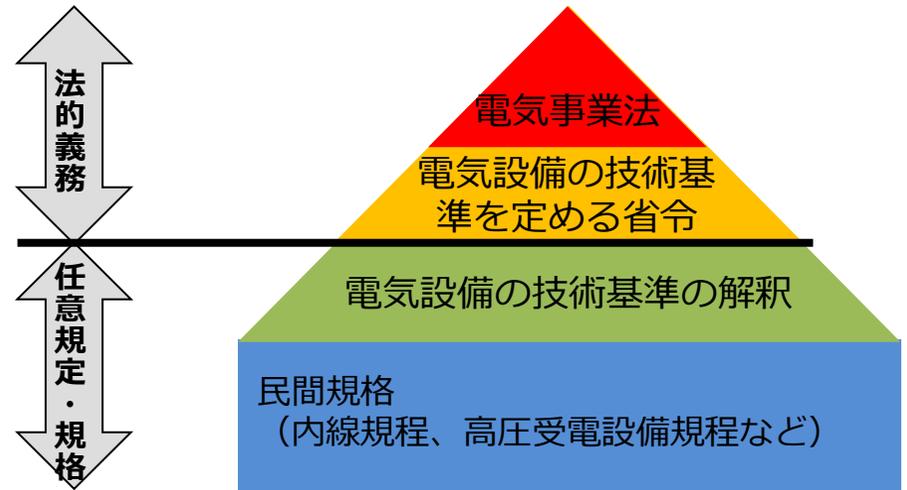
中国四国産業保安監督部 電力安全課

1. はじめに

電気事業法では、自家用電気工作物の設置者に対して自主保安体制を確立するため、以下の3点を義務付けている。

自主保安体制確保の義務

- ① 電気工作物を技術基準に適合するように維持する義務（法第39条）
- ② 保安に関する組織、巡視・点検などを定めた保安規程を制定・遵守する義務（法第42条）
- ③ 電気工作物の保安の監督をさせるため主任技術者を選任する義務（法第43条）



電気事業法では、国が自家用電気工作物の設置者に対して自主保安状況を確認するため、立入検査で電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査できる旨が規定(法第107条第4項)されている。当部では立入検査で以下の4点等を確認し、電気工作物の設置者の法令遵守状況を確認している。

(立入検査での着眼点)

- ① 設置者が、法に規定されている義務を適切に果たしているか
- ② 事故の未然防止対策が実施されているか
- ③ 技術基準遵守状況は適切か
- ④ 自主保安体制が確立と、その運用状況はどうか など

国が“設置者の自主保安体制確保の義務”を確認

電気による事故防止

2. 立入検査実施事業場及び結果

(1) 立入検査の分類と実績

①一般立入検査

当年度最初にあらかじめ選定し、計画的に実施したもので **12事業場** について実施。

②臨時立入検査

保安確保上、緊急を要する場合等に実施するもの。昨年度においては未実施。

(2) 立入検査結果

12事業場のうち、9事業場で以下に記載する改善指導を行った。

①法手続き遵守状況

指摘事項なし。

②技術基準遵守状況

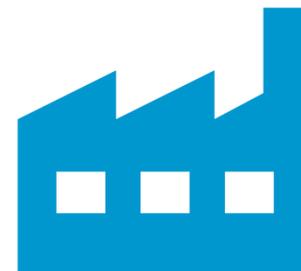
5事業場で **9件の指摘** を行った。

③保安規程遵守状況

6事業場で **9件の指摘** を行った。

④その他

4事業場で **5件の指摘** を行った。



3. 指摘事項（技術基準）

指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
技術基準	5	ケーブルのプラグ差込部にテンションがかかっている、ケーブル外装に傷がある、プラグ接続部の被覆が剥がれている、延長コードがタコ足になっているなど、配線の感電又は火災の恐れがある	電技省令56条	1
		工作機械用の動力分電盤に鍵がかかっておらず、充電部に取扱者以外の者が容易に触れることができる状態になっている	電技省令59条	1
		ビニル延長コードに接続される機器の容量が延長コードの許容値を超えている	電技省令59条	1
		電柱の接地線が地表2mまで合成樹脂管に納められていない	電技解釈17条	1
		低圧電気設備（冷蔵庫、スポットクーラ、自動販売機等）に接地が取り付けられていない	電技解釈29条	1
		構内柱の足場金具が地表上1.8m未満に設置されている	電技解釈53条	1
		高圧架空電線が植物に接触している	電技解釈79条	1
		延長コードが配線に使われている	電技解釈146条	1
		店内の照明の金属線ぴ工事について、D種接地工事が施されていることが確認できない	電技解釈161条	1

4. 指摘事項（保安規程）

指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
保安規程	6	配線器具等の負荷設備について、月次点検の一部(外観点検)が実施されておらず、また、年次点検の一部(外観点検)が実施されていない	保安規程	1
		住居部の月次点検及び年次点検が実施されていない	保安規程	1
		送電線の年次点検を保安規程に位置づけていない	保安規程	1
		月次点検の記録で点検項目の判定結果が未記入のものがある	保安規程	1
		年次点検における絶縁抵抗測定値不良に対する措置をとっていない	保安規程	1
		月次点検の記録の一部が事業場に保存されていない	保安規程	1
		保安規程に基づく訓練が実施されていない	保安規程	3

5. 指摘事項（その他）

指摘区分	事業場数	指摘内容	条項	指摘件数
その他	4	冷凍設備用電灯盤内の不要配線が撤去されていない	その他	1
		キュービクルに小動物が侵入する恐れがある	その他	2
		高圧キャビネット内に小動物が侵入している	その他	1
		主任技術者が接地極の場所を把握できていない	その他	1
		小計		

6. まとめ

- 保安規程に基づく月次点検・年次点検の確実な実施。
- 月次点検・年次点検時には、技術基準への適合状況を十分に確認する。
- 不良個所の適切な措置の実施。
- 非常時を想定した訓練の実施。

- ◆ 保安規程に基づく保安管理を徹底し、立入検査において指摘事項がない事業場がある一方、自主保安の理解が不十分な事業場（設置者）も未だに見受けられる。
- ◆ 設置者は、電気主任技術者等から指摘を受けた場合には、その意見を尊重して速やかに対応する必要がある。
- ◆ また、設置者から保安管理業務の委託を受ける電気主任技術者等は、保安規程に定められた点検頻度・内容を確実に実施し、職務を誠実に行うことが必要。